

総務省行政相談センター  
まぐみみ岐阜

# 令和2年7月豪雨災害 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和2年7月豪雨災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。  
被災者の皆様への生活支援に関する情報をご提供いたします。  
国の出先機関等は、それぞれ担当する業務について、皆様からのご相談を受け付けています。  
また、まぐみみ岐阜（岐阜行政監視行政相談センター）においても、いろいろなお問合せやご相談を受け付けておりますので、お困りになっていたりすることがありましたら、お気軽にご利用ください。

## 【この生活支援情報について】

- ・ 岐阜行政監視行政相談センターが収集した各機関等における支援策等（令和2年10月20日現在）を掲載しています。情報は、随時、追加、変更してまいります。
- ・ この冊子の最新版は、岐阜行政監視行政相談センターホームページに掲載しております。  
<https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/gifu.html>

## 【相談の受付について】

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご相談の際には、できるだけ電話・インターネット・手紙・FAXを利用くださいますようお願いいたします。対面による相談をご希望の場合は、マスクの着用や相談時間の制限（原則30分以内）など、感染防止対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15（上記時間帯以外は留守番電話対応となります）

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

- インターネットによる相談受付  
URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)
- FAXによる相談受付 058-248-6755



まぐみみ岐阜



総務省行政相談センター

総務省岐阜行政監視行政相談センター まぐみみ岐阜  
〒500-8114  
岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎2階  
電話：058-246-1100（行政相談）  
FAX：058-248-6755

(注)

災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。今回の令和2年7月豪雨においては、次の市町村が適用を受けています（岐阜県内）。

岐阜県	高山市	中津川市	恵那市	飛騨市	郡上市	下呂市
-----	-----	------	-----	-----	-----	-----

**【特定非常災害の指定】（※適用される地域は、上記災害救助法が適用される市です。）**

令和2年7月豪雨に伴う災害が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

- ① 運転免許のような許認可等について存続期間（有効期間）が最長で令和2年12月28日まで延長されます。
  - ◎ 令和2年7月3日（金）以後に満了する許認可等が対象です。
  - ◎ 対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、今後、各府省の告示で定められます。告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、総務省特設ページなどで、随時更新し、お知らせしていきます。  
[https://www.soumu.go.jp/R207\\_hr/hisai.html](https://www.soumu.go.jp/R207_hr/hisai.html)
  - ◎ なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。

- ② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（令和2年10月30日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）。

上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）。



総務省  
特設ページ

# 目 次



## 住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 災害ごみの出し方について (P. 5)
- 3 宿泊施設における被災者の受入れ (P. 6)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 7)
- 5 被災者の方への住宅の無償提供 (P. 8)



## お金のこと

- 6 災害弔慰金等の支給 (P. 9)
- 7 災害援護資金の貸付 (P. 9)
- 8 生活福祉資金の貸付 (P. 10)
- 9 住宅の建設、補修等の融資 (P. 10)
- 10 住宅ローンの返済 (P. 11)
- 11 雇用保険失業給付の支給等 (P. 12)



## 役所の手続きのこと

- 12 国税の特別措置 (P. 13)
- 13 県税の特別措置 (P. 14)
- 14 市税の特別措置 (P. 14)
- 15 公共料金の減免措置 (P. 15)
- 16 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 16)
- 17 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 17)
- 18 運転免許証の再交付 (P. 17)



## 民間の手続きのこと

- 19 生命保険の契約内容 (P. 18)
- 20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 18)
- 21 法律相談等の窓口 (P. 19)



## 医療・健康のこと

- 22 医療機関の受診、介護保険サービス・障害福祉サービスの利用 (P. 18)
- 23 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 18)



## 教育のこと

- 24 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 21)



## 事業者の方へ

- 25 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 22)
- 26 農林漁業関係の災害復興の融資、農業者を対象とした相談窓口 (P. 23)



## そのほかの情報

- 27 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 (P. 24)
- 28 外国人向けの情報・相談窓口 For Foreign Residents (P. 25)



## 住まいや身の回りのこと

### 1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 災害救助法が適用される6市の「り災証明書」の窓口は以下のとおりです。

市	担当課 ・ 電話番号
高山市	一般住宅について 福祉課 0577-35-3139 事業所・店舗併用住宅について 商工課 0577-35-3144  必要事項や詳細については、次のホームページをご参照ください。 <a href="https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000013/1000080/1000273.html">https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000013/1000080/1000273.html</a>
中津川市	予防課 0573-66-1619
恵那市	危機管理課防災係 0573-22-9184
飛騨市	飛騨市役所 総務部税務課 0577-73-3742 河合振興事務所 総務市民福祉係 0577-65-2380 宮川振興事務所 総務市民福祉係 0577-63-2311 神岡振興事務所 総務係 0578-82-2251  必要事項や詳細については、次のホームページをご参照ください。 <a href="https://www.city.hida.gifu.jp/soshiki/6/15956.html">https://www.city.hida.gifu.jp/soshiki/6/15956.html</a>
郡上市	健康福祉部社会福祉課 0575-67-1811 ※このほか、各振興事務所でも対応しています。
下呂市	税務課 0576-24-2222(代表) ※このほか、各振興事務所でも対応しています。



(PDFの1ページ目に掲載)



◆ そのほかのり災証明窓口

市	担当課 ・ 電話番号
岐阜市	福祉政策課 電話：058-265-3891／058-214-2403 <a href="https://www.city.gifu.lg.jp/12925.htm">https://www.city.gifu.lg.jp/12925.htm</a>
多治見市	税務課資産税グループ 電話：0572-22-1111 <a href="https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/zekin/kote/20190610.html">https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/zekin/kote/20190610.html</a>
美濃加茂市	総務部税務課固定資産税係 電話：0574-25-2111 <a href="https://www.city.minokamo.gifu.jp/shimin/answer.cfm?id=28835&amp;mi_id=0&amp;g1_id=5&amp;g2_id=24#guide">https://www.city.minokamo.gifu.jp/shimin/answer.cfm?id=28835&amp;mi_id=0&amp;g1_id=5&amp;g2_id=24#guide</a>

## 2 災害ごみの出し方について

- ◆ 高山市や下呂市では、災害ごみの処分手数料について減免措置を行っています。

詳しくは次の連絡先に電話するか、下記ホームページ等をご参照ください。

市	担当課 ・ 電話番号
高山市	資源リサイクルセンター 電話 0577-37-1244 <a href="https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000013/1000080/1000274.html">https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000013/1000080/1000274.html</a>
下呂市	下呂市役所下呂庁舎 電話 0576-24-2222(代表) ※このほか、各振興事務所でも対応しています。  (PDFの7ページ目に掲載)



### 3 宿泊施設における被災者の受入れ

- ◆ 地方公務員共済組合が運営する宿泊施設では、令和2年7月豪雨災害で被災された方や、避難指示・勧告が発令された地域の方を対象に、宿泊場所の提供を行なっています。

ご利用のお申し込みは各施設で承りますので、直接お問い合わせください。

#### <岐阜県で被災された方を受け入れることが可能な施設>

施設名	所在地	連絡先
アイリス愛知	愛知県名古屋市中区丸の内2-5-10	052-223-3755
サンヒルズ三河湾	愛知県蒲郡市三谷町南山1-76	0533-68-4696
紫雲荘	岐阜県下呂市湯之島692	0576-25-2101

- 料金 : 宿泊料は無料又は低廉な価格（食事代は実費負担）
- 対象者 : 令和2年7月豪雨で被災された方  
（当該災害に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告が発令された地域の方）
- その他 :
  - ・ ご利用のお申し込みは、各施設において直接行います。
  - ・ なお、各施設の利用状況によっては、ご利用いただけない場合もございます。

詳しくは総務省ホームページをご参照ください。

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000429.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000429.html)



## 4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人「住宅リフォーム・紛争処理支援センター」が「住まいるダイヤル」を開設しています。

住まいるダイヤル：0570-016-100  
(IP電話からの場合は、03-3556-5147)

受付時間：平日 午前10時から午後5時まで ※ 祝日はお休みです。  
相談内容：補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣

**〈注意！〉 点検商法、便乗商法等のトラブルにご注意ください！**

- ◆ 大規模災害の後は、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向があるのでご注意ください。

不審な勧誘や電話を受けた場合、「火災保険の申請を代理します」「公的機関として被害を調べています」といったセールストークから屋根のリフォームを勧められた場合など、ご心配なことがある場合には、下記の番号までご相談ください。

- 消費者ホットライン：188（市外局番なしの3桁番号）



## 5 被災者の方への住宅の無償提供

- ◆ 岐阜県は、令和2年7月豪雨災害により被災された方に対し、県営住宅を提供しています。  
被災された方であれば、収入にかかわらず入居できます。また、連帯保証人の求めはありません。

### 1 入居対象者

令和2年7月豪雨により被災され、市町村等が発行する「罹災証明書」の交付を受けることができる方

### 2 入居条件など

(1)許可の要件：被災者及び同居者（被災時において同居していた者に限る）が県内に住所を有し、暴力団員でないこと。

(2)入居期間：1年以内

※許可期間満了後も、ご希望により入居を継続いただくことが可能です。

(3)使用料等：入居に係る費用については以下のとおり。

【敷金】免除

【住宅使用料】免除

【駐車場使用料】1台分については免除

【その他（水道光熱費、共益費等）】入居者負担

### 申込方法・問い合わせ先

岐阜市藪田南 2-1-1

岐阜県都市建築部住宅課

電話：058-272-1111（内線 3661）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/jutaku/keneijutaku/11659/gouumusyouteikyuu.html>



## 6 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害救助法適用市町村において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。  
詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村名	問合せ先
高山市	0577-32-3333（代表）
中津川市	0573-66-1111（代表）
恵那市	0573-26-2111（代表）
飛騨市	0577-73-2111（代表）
郡上市	0575-67-1121（代表）
下呂市	0576-24-2222（代表）

## 7 災害援護資金の貸付

- ◆ 地震により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。



## 8 生活福祉資金の貸付

### 【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

### 【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金や災害により臨時に必要な経費の貸付が行われます。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

## 9 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。  
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
  - ・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（通話料無料）
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。  
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。



## 10 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時）。

<自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(全国銀行協会)>  
<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>

※ 自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。



## 1 1 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。（受付時間：平日8時30分～17時15分）

名称	問合せ先	管轄区域
岐阜労働局職業安定部 職業安定課	058-245-1311	
ハローワーク岐阜	058-247-3211	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡
ハローワーク大垣	0584-73-8609	大垣市・海津市・不破郡・養老郡・安八郡
ハローワーク揖斐	0585-22-0149	揖斐郡
ハローワーク多治見	0572-22-3381	多治見市・瑞浪市・土岐市・可児市・可児郡
ハローワーク高山	0577-32-1144	高山市・飛騨市・下呂市(美濃加茂公共職業安定所の管轄区域を除く。) ・大野郡
ハローワーク恵那	0573-26-1341	恵那市
ハローワーク関	0575-22-3223	関市・美濃市
ハローワーク岐阜八幡	0575-65-3108	郡上市
ハローワーク美濃加茂	0574-25-2178	美濃加茂市・下呂市のうち金山町・加茂郡
ハローワーク中津川	0573-66-1337	中津川市



## 1 2 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	問合せ先	管轄区域
大垣税務署	0584-78-4101	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
岐阜北税務署	058-262-6131	岐阜市のうちJR東海高山本線以北及びJR東海岐阜駅以西の東海道本線以北に属する地域、山県市、瑞穂市、本巣市 本巣郡
岐阜南税務署	058-271-7111	岐阜市の一部、羽島市、各務原市、羽島郡
関税務署	0575-22-2233	関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、加茂郡
高山税務署	0577-32-1020	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡
多治見税務署	0572-22-0101	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
中津川税務署	0573-66-1202	中津川市、恵那市

- ・ 国税庁ウェブサイト(災害関連情報)  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>



## 役所の手続きのこと

### 1 3 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	問合せ先	名称	問合せ先
岐阜県税事務所	058-214-6924	西濃県税事務所	0584-73-1111
中濃県税事務所	0575-33-4011	東濃県税事務所	0572-23-1111
飛騨県税事務所	0577-33-1111	自動車税事務所	058-279-3781
岐阜県庁税務課	058-272-1420		

### 1 4 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。



## 15 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

事業者名	電話番号等	主な措置内容等
中部電力ミライズ株式会社	0120-921-697 (平日9:00~17:00)	(対象) 災害救助法が適用された地域及びその隣接地域 (主な内容) 電気料金の支払期日の延長 不使用月の電気料金の免除 工事費負担金等の免除 臨時工事費の免除 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除
N T T 西日本	局番なしの「116」 携帯電話・PHSからは 0800-2000-116 (9:00~17:00)	電話サービス等の基本料金等の免除 電話料金の支払期限の延長 仮住居への移転工事料金の免除

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

- ◆ N H K では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、受信料が免除になります。

詳しくは N H K (0570-077-077 9:00~20:00 ご利用になれない場合 050-3786-5003 (有料)) にお問い合わせください。



## 役所の手続きのこと

# 16 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 令和2年7月豪雨により被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除になります。
- ◆ また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、被災者専用フリーダイヤル（0120-808-678）  
（受付時間）月曜日 8:30～19:00、火曜～金曜日 8:30～17:15  
第2土曜日 9:30～16:00  
または、最寄りの年金事務所（平日8:30～17:15）にお問い合わせください。

- ・ 日本年金機構のホームページ 「令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さまへ」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0714.html>

- ・ 被災された年金受給者の皆様のためのQ & A（質問と回答）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0714.files/jukyusyaQA.pdf>

名称	問合せ先	管轄区域	
		健康保険・厚生年金保険	国民年金
岐阜南 年金事務所	058-273-6161		羽島市、各務原市、羽島郡
岐阜北 年金事務所	058-294-6364	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡	岐阜市、山県市、瑞穂市、本巣市、本巣郡
多治見 年金事務所	0572-22-0255	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市	同左
大垣 年金事務所	0584-78-5166	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡	同左
美濃加茂 年金事務所	0574-25-8181	美濃加茂市、関市、美濃市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡	同左
高山 年金事務所	0577-32-6111	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡	同左



## 1 7 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。

詳しくは、岐阜地方法務局不動産登記部門（電話：058-245-3181（代表）、平日8:30～17:15）にお問い合わせください。

## 1 8 運転免許証の再交付

- ◆ 令和2年7月豪雨で被災したことにより、運転免許証、仮運転免許証又は運転経歴証明書の再交付を申請する場合は、手数料が免除（無料）となります。
- ◆ 詳しくは、岐阜県警察本部運転免許課（058-295-1010（代表））にお問い合わせください。



## 民間の手続きのこと

### 19 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
  - ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター  
フリーダイヤル0120-001-731（平日9:00～17:00）
  - ・かんぽコールセンター  
フリーダイヤル0120-552-950（平日9:00～17:00）

### 20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
  - ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
  - ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420
  - ・令和2年7月豪雨金融庁相談ダイヤル  
フリーダイヤル 0120-156811（平日10時00分～17時00分）  
（IP電話からは03-5251-6813におかけください。）



## 2 1 法律相談等の窓口

- ◆ 日本弁護士連合会では、被災者の方向けの無料電話法律相談を実施しています。
  - ・ 日弁連無料電話相談ダイヤル 0120-254-994(平日11時～15時)  
実施期間：2020年10月30日まで
  - ・ 岐阜県弁護士会 058-265-0020(平日9時～17時)
- ◆ 日本司法書士会連合会では、被災者や避難者の方々向けの電話相談を実施しています。(全国の協力司法書士会の電話相談員につながります。)
  - ・ 電話相談フリーダイヤル 0120-315199 (平日11時～20時 (祝日を除く))  
実施期間：2020年7月13日～当面の間



## 医療・健康のこと

### 2 2 医療機関の受診 介護保険サービス・障害福祉サービスの利用

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。
  - ・ 東海厚生局 医療課 052-228-6193
  - ・ 岐阜県 健康福祉部 国民健康保険課 国保支援係 058-272-8343
  - ・ 各医療機関

### 2 3 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。
  - ・ こころのダイヤル 1 1 9 番(岐阜県精神保健福祉センター)  
058-233-0119 相談受付：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前 1 0 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く）



## 2 4 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。  
また、奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター（0570-666-301）にお問い合わせください。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金の申請受付をしています。



## 事業者の方へ

### 25 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

#### 【日本政策金融公庫】

名称	問合せ先
岐阜支店国民中小企業事業	058-265-3171
岐阜支店国民生活事業	058-263-2136
多治見支店国民生活事業	0572-22-6341

【岐阜県信用保証協会】 058-276-6314

【商工組合中央金庫】 岐阜支店 058-263-9191

高山支店 0577-32-3353

#### 【商工会議所】

地域	問合せ先	地域	問合せ先
岐阜	058-264-2131	大垣	0584-78-9111
高山	0577-32-0380	多治見	0572-25-5000
関	0575-22-2266	中津川	0573-65-2154
美濃	0575-33-2168	神岡	0578-82-1130
土岐	0572-54-1131	瑞浪	0572-67-2222
恵那	0573-26-1211	各務原	058-382-7101
美濃加茂	0574-24-0123	可児	0574-61-0011
羽島	058-392-9664	-	-

【岐阜県商工労働部商業・金融課資金融資係】 058-272-8389

【岐阜県商工会連合会】 058-277-1068

【岐阜県中小企業団体中央会】 058-277-1100

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 中部本部 052-201-3003

【中部経済産業局 産業部 中小企業課】 052-951-2748

【中小企業庁】 岐阜県よろず支援拠点 058-277-1088



## 26 農林漁業関係の災害復興の融資 農業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

名称	問合せ先
日本政策金融公庫 本店 農林水産事業本部	0120-926478
岐阜県信用農業協同組合連合会	058-276-5171

【岐阜県農政部農業経営課農業共済・金融係】 058-272-8433



## その他の情報

### 27 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

○ [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107317\\_0908.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html)

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

電話：03-5253-5450（直通）

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

○ <http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html>

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F

電話：03-6268-8544



## 28 外国人向けの情報・相談窓口 For Foreign Residents

### <生活についての情報・相談>

#### ◆ 外国人生活支援ポータルサイト

A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals (Immigration Services Agency)

#### 【やさしい日本語】

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00062.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00062.html)

#### 【英語】

[http://www.moj.go.jp/EN/nyuukokukanri/kouhou/m\\_nyuukokukanri10\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/EN/nyuukokukanri/kouhou/m_nyuukokukanri10_00001.html)

#### 【ポルトガル語】

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri15\\_00011.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri15_00011.html)

#### ◆ 岐阜県在住外国人相談センター

TEL : 058-263-8066

(月～金 9:30～16:30 (年末年始・祝祭日は除く))

<https://www.gic.or.jp/2019/05/post-134.html>

### <対応言語>

対面・電話相談：英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語

電話相談

：韓国語、タイ語、インドネシア語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、スペイン語、マレー語、モンゴル語



## そのほかの情報

### < 旅行中の外国人のこまりごと相談 >

#### ◆ Japan Visitor Hotline (日本政府観光局 JNTO)

TEL : 050-3816-2787 (24時間、365日対応)

対応言語 : 英語、中国語、韓国語、日本語

対応範囲 : 病気、事故等の緊急時案内、災害時案内、一般観光

案内

### < 電話医療相談 >

#### ◆ Telephone consultation for medical matters

AMDA国際医療情報センター

TEL : 03-6233-9266

月曜日～金曜日 10:00～15:00 (やさしい日本語で対応)

- 外国人または外国人患者を受け入れている医療機関、外国人を雇用している会社、地方行政窓口などから医療関連の相談を受けています。

言葉の通じる医療機関の紹介や、医療福祉制度の案内をしています。